



「子どもの生活習慣づくり」啓発に係る着ぐるみ活用に関する応募要領

1. 趣旨

「子どもの生活習慣づくり」啓発キャラクターの着ぐるみを貸し出すことで、望ましい生活習慣づくりの啓発を推進することを目的とします。

2. 対象行事及び対象者

- ・対象行事：「子どもの生活習慣づくり」に関する行事
- ・対象者：幼稚園、保育園(所)、こども園、小学校、中学校、特別支援学校、市町や市町教育委員会等

3. 申込方法 ①～③のいずれか

貸出を希望する団体は、「着ぐるみ使用上の注意」をよく読んで内容をご確認いただき、事故のないようご注意ください。

① 香川県電子申請システム (様式 ID33800001)

https://apply.e-tumo.jp/pref.kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9124

② 電子メール 別紙「着ぐるみ使用申請書」(※)に必要事項を入力し、添付のこと メール送付先：生涯学習・文化財課 (代表) syogaigakushu@pref.kagawa.lg.jp

③ FAX 別紙「着ぐるみ使用申請書」(※)に必要事項を入力し、送付のこと

FAX 送信先：生涯学習・文化財課 087-831-1912

(※)「着ぐるみ使用申請書」の様式は、下記 URL からダウンロードできます。

【検索「かがわの家庭教育」】

<http://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/syogaigakusyu/kateikyouiku/>

【ご注意ください】

- 最初の募集締め切りは当年度の4月末日です。最初の調整後は、随時申込みを受け付けますが、空いている日程で調整します。
- 希望日程については、第3希望までお書きください。貸出期間は、使用日前後1日を含む3日間(土日を含む場合は4～5日間)を原則とします。使用日を土日祝日に設定することは可能ですが、貸出日・返却日は平日のみとなります。
- 希望日が重複する場合は、ご希望に添えないことがあります。
- 多数の貸出希望があった場合は、着ぐるみの受け渡しを円滑にするため、近隣の学校(園)等に連続して貸し出せるよう、日程を調整することがありますので、ご協力ください。

4. 使用料 無料

5. 貸出・返却について

- ① 貸出が決定し次第、生涯学習・文化財課よりお知らせします。
- ② 着ぐるみの受け取り・運搬・返却は、申請団体が行うことになりますので、ご了承ください。荷台の広い車での運搬をお願いします。

6. 貸出物

- ① 「早寝早起き朝ごはん」啓発キャラクター「カイケツ朝ごはん」



「カイケツ朝ごはん」

《貸出するもの》

- ・頭部1点
- ・頭巾1点(頭部装着時に汚れを防ぎ、首を隠す)
- ・マント1点
- ・ベルト1点(長さ調整用マジックテープ付属)
- ・箸2点(ベルトに差し込んで着用)

《貸出しないもの》

- ・白の着衣
- ※白又はグレー系統のジャージ(長袖)を用意することを推奨します。

②「さぬきっ子あいさつ運動」啓発キャラクター「おはっぴー1号」「おはっぴー2号」「はろっぴー」については、下記をご参照ください。



あいさつで笑顔と
元気の種をまくキャラクター
おはっぴー



「おはっぴー1号」

おはっぴー1号

《貸し出しするもの》

- ・頭部1点 ・上半身1点
- ・手袋1対 ・足1対
- ・袋1点と種2点
- ・運搬用袋1式



「おはっぴー2号」

おはっぴー2号

《貸し出しするもの》

- ・頭部1点 ・上半身1点
- ・手袋1対 ・足1対
- ・リュック1点と実3点
- ・運搬用袋1式



あいさつで
心の花を咲かせるキャラクター
はろっぴー



はろっぴー

《貸し出しするもの》

- ・頭部1点 ・上半身1点
- ・手袋1対 ・足1対
- ・リュック1点と実3点
- ・運搬用袋1式

※ 着ぐるみの中は暑く、大量に汗をかくため、着用者は熱中症対策をするとともに、自身の汗が着ぐるみにつかないような服装・手袋を着用してください。



＜問い合わせはこちら＞

〒760-8582 高松市天神前6番1号
香川県教育委員会事務局生涯学習・文化財課
家庭教育担当：岡井
TEL 087-832-3774 FAX 087-831-1912
E-mail vc8304@pref.kagawa.lg.jp

